

利用される方へ

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とします。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されます。

3 調査の期日

平成30年工業統計調査（平成29年実績）は、平成30年6月1日現在で実施しました。事業所数、従業者数については平成30年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については平成29年1月～12月の実績により調査しています。

4 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の大分類E－製造業に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く）です。

5 調査の方法

従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業統計調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業統計調査票乙」を用い、報告者（事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者）の自計報告により調査しました。

6 調査項目

巻末調査票記載のとおりです。

7 集計項目の説明

（1）事業所数は、平成30年6月1日現在の数値です。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるような、1区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

（2）従業者数は、平成30年6月1日現在の数値です。

従業者とは、以下の①から⑧までに該当するものをいいます。

従業者数 = ①個人業主及び無給家族従業者 + ②有給役員
+ 常用雇用者（③正社員・正職員としている人
+ ④③以外の人（パート・アルバイトなど） - ⑦送出者
+ ⑧出向・派遣受入者

① 「①個人業主及び無給家族従業者」とは、以下のア、イに該当するものをいいます。

ア 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいいます。

イ 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいいます。ただし、手伝い程度のもは含みません。

② 「②有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当します。

③ 「常用雇用者」とは、次のいずれかに該当するものをいい、「③正社員・正職員」として人」及び「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」に分けられません。

ア 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれます。

イ 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。

ウ 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主としますが、個人業主としなかった他の人。

④ 「③正社員・正職員として人」とは、常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいいます。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。

⑤ 「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」とは、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員として人」以外の人をいいます。

⑥ 「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいいます。

⑦ 「⑦送出者」とは、「①個人業主及び無給家族従業者」、「②有給役員」、「常用雇用者」、「⑤臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいいます。

⑧ 「⑧出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

(3) 現金給与総額は、平成29年1年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計をいいます。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいいます。

(4) 原材料使用額等は、平成29年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額です。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれます。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいいます。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係わる支払額、委託生産額などの外注費は含みません。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成29年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等は、平成29年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額です。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、平成29年中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成29年中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成29年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。
- ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額です。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(7) 有形固定資産の額（従業者30人以上の事業所）は、平成29年1年間における数値であり、帳簿価額によっています。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

③ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

④ 有形固定資産の投資総額は以下の算式で計算しています。

$$\text{投資総額} = \text{取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減（増加額} - \text{減少額）}$$

(8) 生産額（従業者30人以上の事業所）は、以下の算式で計算しています。

$$\begin{aligned} \text{生産額} = & \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品} \\ & \text{年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年} \\ & \text{初価額}) \end{aligned}$$

(9) 付加価値額（粗付加価値額）は、以下の算式で計算しています。

① 従業者30人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ & + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ & - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}^{(*1)}) \\ & + \text{推計消費税額}^{(*2)} - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

② 従業者29人以下

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} = & \text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方} \\ & \text{揮発油税}^{(*1)} + \text{推計消費税額}^{(*2)}) - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

*1：平成29年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものです。

*2：推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

(10) 原材料率、付加価値率、現金給与率、減価償却率は、以下の算式で計算しています。

① 原材料率

$$\text{原材料使用額等} \div (\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})) \times 100$$

② 付加価値率

$$\text{付加価値額} \div (\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})) \times 100$$

③ 現金給与率

$$\text{現金給与総額} \div (\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})) \times 100$$

④ 減価償却率

$$\text{減価償却額} \div (\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})) \times 100$$

8 産業分類及び格付けについて

事業所の産業分類格付けは、1事業所が2つ以上の製造品を製造している場合、産業中分類番号の上2桁を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので決定します。

例えば、生産用機械と輸送用機械の両方を製造している事業所で、1年間の製造品出荷額等のうち生産用機械のウエイトの方が輸送用機械よりも高ければ、その事業所に係る数値はすべて生産用機械として集計されます。

なお、本報告書の産業中分類の表記は以下のとおりです。

番号	産業中分類名	略 称	2字表記
09	食料品製造業	09 食料品	食 料
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料	飲 料
11	繊維工業	11 繊維	織 維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	12 木材・木製品	木 材
13	家具・装備品製造業	13 家具・装備品	家 具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙	紙 パ
15	印刷・同関連業	15 印刷	印 刷
16	化学工業	16 化学	化 学
17	石油製品・石炭製品製造業	17 石油・石炭製品	石 油
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）※2	18 プラスチック製品	プ ラ
19	ゴム製品製造業	19 ゴム製品	ゴ ム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	20 皮革	皮 革
21	窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品	窯 業
22	鉄鋼業	22 鉄鋼	鉄 鋼
23	非鉄金属製造業	23 非鉄金属	非 鉄
24	金属製品製造業	24 金属製品	金 属
25	はん用機械器具製造業	25 はん用機械	は 用
26	生産用機械器具製造業	26 生産用機械	生 産
27	業務用機械器具製造業	27 業務用機械	業 務
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品・デバイス	電 子
29	電気機械器具製造業	29 電気機械	電 気
30	情報通信機械器具製造業	30 情報通信機械	情 報
31	輸送用機械器具製造業	31 輸送用機械	輸 送
32	その他の製造業	32 その他製造	そ 他

※1 集計に用いた産業分類は、原則として日本産業標準分類に準拠しています。例外については次のとおりです。

本報告書	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業 (1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合)	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

※2 産業中分類「18プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次表のとおりです。

製造品名	分類番号	製造品名	分類番号
家具・装備品	13	がん具、運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用具・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき、ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル、模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

9 記号及び注記

- (1) 各項目の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。比率は、小数点以下第2位を四捨五入して計算しました。
- (2) 「x」は集計対象となる事業所が1又は2であるため、結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿した箇所です。なお、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は、併せて「x」としました。
- (3) 報告書の記号の意味は以下のとおりです。

記号	記号の意味
—	該当数値なし
▲	マイナス
0.0	単位未満
…	調査項目がないため不明
x	秘匿数値

10 時系列比較する場合の留意点

- (1) 調査年によって、同一事業所が製造品出荷額等のウエイト変動により前年と異なる産業分類に格付けされる場合や、事業内容に変更があり製造業に該当・非該当となる場合があります。そのことにより、時系列で比較すると数値が大きく変動している場合がありますので留意願います。
- (2) 平成19年から製造以外の活動を把握するため、製造品出荷額等に「その他収入額」を、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」が調査項目に追加となりました。

そのため、「製造品出荷額等」、「付加価値額」及び「原材料使用額等」について、平成18年以前の数値と平成19年以降の数値とは接続しません。
- (3) 経済産業省の公表資料では、平成19年の事業所数・従業者数の前年比について、事業所の捕捉作業を行ったことから、時系列を考慮して当該捕捉事業所を除いて計算しています。

一方、この報告書では、製造業の実態をより正確に捉える観点から、調査結果の実数で計算しています。そのため、経済産業省の公表数値と異なりますので留意願います。
- (4) 平成20年の前年比は日本標準産業分類が改定されたため、19年の数値を20年の分類で再集計したものです。
- (5) 経済センサス-活動調査と工業統計調査では調査方法が異なるため、数値を比較する際には留意願います。
- (6) 平成27年の1事業所当たり及び1人当たりの数値は、事業所数と従業者数以外の項目について個人経営調査票による調査分を含まない数値で集計しているため、他の年次と比較する際は留意願います。

問い合わせ先

〒950-8570 新潟県総務管理部統計課産業統計班

電話 統計課直通：025-280-5101

県庁代表：025-285-5511（内線2444・2445・2446）

ホームページ（にいがた県統計ボックス）<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/tokei/>

※正誤情報は、新潟県ホームページ（にいがた県統計ボックス）に掲載します。